令和３年２月１日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長　田端　一正
〔 公印省略 〕

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒への対応について（依頼）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市においては、年末から新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、児童生徒の感染者、濃厚接触者に特定された者及び発熱等の風邪症状があり検査を受けている者等も増加傾向にあります。

文部科学省のマニュアルには、地域の社会経済活動が継続している場合、学校のみを休業とすることは避けるべきと示されていることから、このような状況であっても、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があります。

保護者の皆様におかれましては、学校から下記の依頼があった場合は、感染拡大防止の観点からご協力いただきますようお願いします。

記

１ 期　間　　２月１日から沖縄県緊急事態宣言終了日まで

２ 協力内容

（１）児童生徒が発熱や風邪症状で学校を休む場合や早退の場合は、**かかりつけ医や医療機関の受診をお願いします。**

（２）**受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従ってください。**

① 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認する確認してください。

② 受診の証明書（陰性証明、治癒証明及び登校許可証等）は不要ですが、学校への報告をお願いします。

③ 医師の指示により学校を休んだ場合、休んだ初日から終日まで「出席停止」扱いとします。

（３）発熱等の風邪症状の児童生徒が、かかりつけ医や医療機関を受診できない場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、**発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間（３日間）を経過した後に登校するようお願いします。**

※本協力依頼は、強制するものではありませんが、緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染者の感染拡大防止の観点からご理解とご協力をお願いします。

＜本件のお問い合わせ＞
那覇市教育委員会　学校教育課
TEL 098-917-3506　FAX 098-917-3522